



令和8年度

入所のしおり

保 育 所 （ 園 ）
認 定 こ ど も 園
小 規 模 保 育 事 業 所
事 業 所 内 保 育 事 業 所
幼 稚 園
認 可 外 保 育 施 設 等

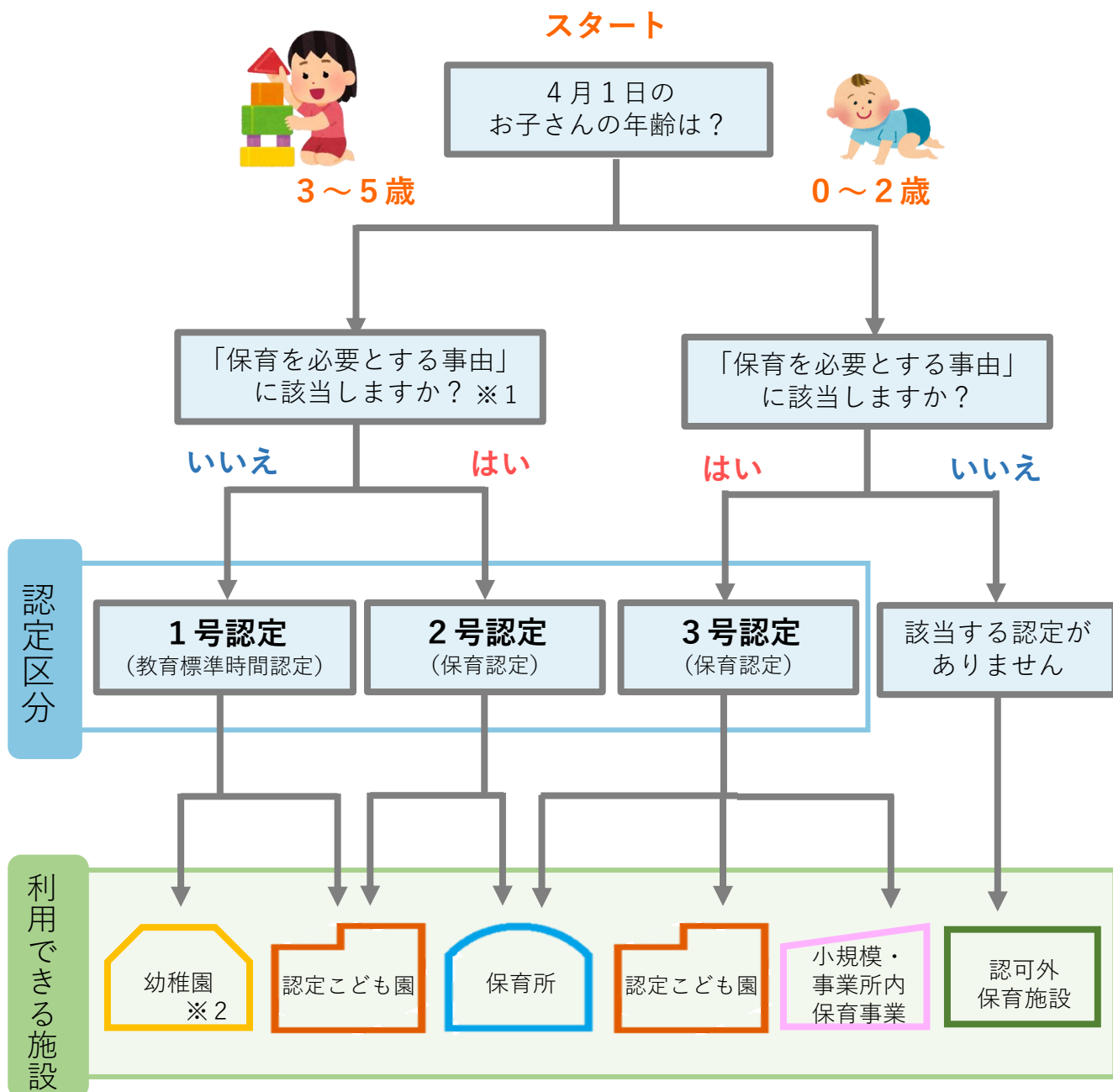
R8.4改訂

目 次

■ はじめに	3 ページ
■ 保育施設の種類などについて	
1 施設の種類について	6 ページ
2 申込み方法や申込み先について	8 ページ
■ 教育・保育給付認定について	
3 教育・保育給付認定について	16 ページ
4 申込みから利用までの流れについて	17 ページ
5 教育・保育認定に必要な書類と認定期間について	26 ページ
6 入所者の選考（利用調整）について	30 ページ
7 保育施設の保育時間について	32 ページ
8 結婚・離婚等による世帯変更の手続きについて	33 ページ
9 保育の必要性等に変更があったときについて	34 ページ
10 育児休業中の方について	35 ページ
11 入所保留通知書（入所不承諾通知書）について	36 ページ
12 呉市外の施設利用（広域入所）について	37 ページ
13 保育施設利用に係る費用・無償化について	41 ページ
■ 施設等利用給付認定について	
14 施設等利用給付認定について	52 ページ
15 預かり保育料の無償化や給食費（副食費）について	55 ページ
16 申込みから利用までの流れについて	57 ページ
17 施設等利用給付認定に必要な書類と認定期間について	58 ページ
18 結婚・離婚等による世帯変更の手続きについて	62 ページ
19 保育の必要性等に変更があったときについて	63 ページ
20 呉市外の施設利用について	64 ページ
■ よくある質問	
21 よくある質問	66 ページ

はじめに

(1) 利用施設早わかりチャート



※1 保護者が就労や出産など、家庭で保育が難しい状態をいいます。
(26ページをご参照ください。)

※2 満3歳（年度の途中で3歳になる場合）以上のお子さんであれば、保育を必要とする理由の有無に関わらず、幼稚園の利用は可能です。

(2) 満3歳について

年度途中で3歳になった児童は、利用している施設の種類によって取り扱いが異なります。

◎ A・B・Cちゃんは4月1日時点2歳です。(3人とも9月が誕生日です)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Aちゃん (2歳児)	← 保育所(園)・認定こども園(保育園部分)に入所(園)					🎂	→					
Bちゃん (2歳児)						🎂	← 保育所(園)・認定こども園(保育園部分)に入所(園)					→
Cちゃん (満3歳)						🎂	← 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)に入所(園)					→

- * Aちゃんは4月から、Bちゃんは10月から保育所(園)・認定こども園(保育所部分)を利用しています。9月の誕生日で3歳になっても2人とも3月末までは2歳児扱いです。
- * Cちゃんは、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を3歳の誕生日を迎えてから利用したので、満3歳扱いです。
- * Aちゃん・Bちゃんは、保育所部分の2歳児クラスを利用しているので保育料はかかります。Cちゃんは、幼稚園部分を満3歳クラスから利用したので保育料は無償です。

(3) 令和8年度 入所児童年齢表について

令和8年度 保育施設を利用する際の年齢区分は下記のとおりです。

☆クラス年齢は、令和8年4月1日時点の年齢です。年度の途中で1歳になる乳児は0歳児クラスに在籍となるので、0歳児クラスに2年在籍する子もいます。

区分	生年月日
0歳児	令和 7 (2025) 年 4月 2日 ~ 令和 9 (2027) 年 4月 1日
1歳児	令和 6 (2024) 年 4月 2日 ~ 令和 7 (2025) 年 4月 1日
2歳児	令和 5 (2023) 年 4月 2日 ~ 令和 6 (2024) 年 4月 1日
3歳児	令和 4 (2022) 年 4月 2日 ~ 令和 5 (2023) 年 4月 1日
4歳児	令和 3 (2021) 年 4月 2日 ~ 令和 4 (2022) 年 4月 1日
5歳児	令和 2 (2020) 年 4月 2日 ~ 令和 3 (2021) 年 4月 1日



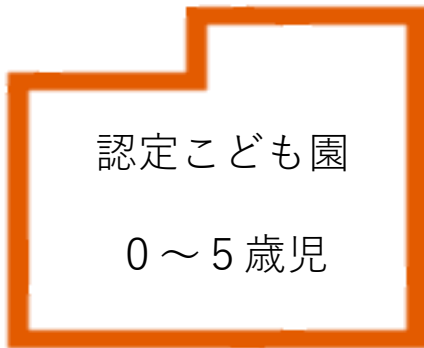
保育施設の種類等について

1 施設の種類について

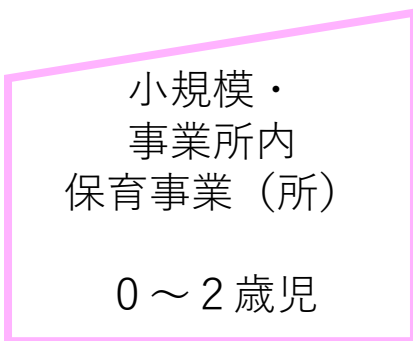
就学前の子どもを対象とした呉市内の教育・保育施設は次のとおりです。



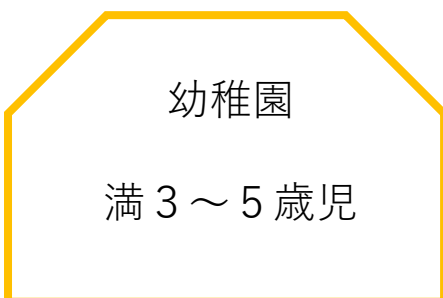
- ・就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設です。
- ・保育所（園）によって入所の対象年齢は異なります。
- ・申込みに必要な書類（26ページ）や申込み先（8ページ）をご確認ください。



- ・幼稚園と保育所（園）の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- ・3歳児からは、保護者の働いている状況に関わらず、教育・保育を一緒に受けます。
- ・申込みに必要な書類（26ページ）や申込み先（8ページ）をご確認ください。



- ・保育所（園）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業です。
- ・家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- ・申込みに必要な書類（26ページ）や申込み先（8ページ）をご確認ください。



- ・保護者の就労にかかわらず利用できる教育施設です。（施設型給付幼稚園・私学助成幼稚園）
- ・申込みに必要な書類や申込み先につきましては各ページをご覧ください（施設型給付幼稚園 11ページ・私学助成幼稚園 13ページ）。

認可外保育施設

0～5歳児

- ・乳児または幼児を保育することを目的とした施設で、都道府県知事（政令指定都市長及び中核市市長を含む）から認可を受けていない施設を総称したものです。
（預かる子どもの年齢は施設によって異なります。）
- ・申込みに必要な書類や申込み先につきましては14ページをご覧ください。

2 申込み方法や申込み先について

入所を希望する施設によって申込み方法や申込み先が異なりますので、次の表をご確認ください。

《保育所（園）・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業等を利用する場合》

次の表にある施設につきましては、必要書類をご準備いただいてから「くれ子育てねっと」よりオンライン申請にて申込みを行ってください。

申込み期間（17ページ）や必要書類（26ページ）などをご覧ください。



「くれ子育てねっと」はこちらから

R 8. 4. 1時点

天応・吉浦地区

天応めぐみ園	落走保育園	だいしん	よしうら

中央地区

中央乳児保育所	山の手保育所	救世軍呉保育所	嶺南荘保育所
平原保育園	ししん	銀の鈴こども園	呉第一こども園
呉聖園マリア園	鈴らん保育園	みらい乳児こども園 (みらいこども園分園)	川原石こども園
あゆみ保育園	せいれんじ	明德幼稚園	呉あそか幼稚園
スカウトランド ひまわり幼稚園	西方寺こども園		

宮原・警固屋地区

後藤保育所	坪内保育園	なべ保育園	みらいこども園

阿賀地区

阿賀保育園	原保育園	延崎保育園	宝徳幼稚園

広地区

中新開保育所 (R 9. 3月末閉所)	三坂地保育所	横路保育所	徳風保育園
長浜東保育所	R U B Y (長浜東保育所分園)	ときわ保育園	つばめ (ときわ保育園分園)
くれよん保育園	呉中央幼稚園	れいなんそう乳児 (嶺南荘保育所分園)	名田保育園
ニチイキッズ 南横路保育園	ニチイキッズ しんちゃんランド 広保育園	くくな保育園	やよい幼稚園

仁方地区

皆実保育所	仁方こども園	わかば幼稚園	しろはと

川尻・安浦地区

かがやき	川尻光幼稚園	安浦中央保育所	安登保育所
安浦幼稚園			

郷原地区

昭和第2園ココロ	郷原保育所		

昭和地区

焼山保育園	宮ヶ迫保育園	明和保育園	花の木幼稚園
焼山こばと	かえでの森 (焼山こばと分園)	昭和幼稚園	昭和保育園
桜ヶ丘幼稚園	焼山フタバ 幼稚園	焼山みどり 幼稚園	

音戸・倉橋地区

きらきら音戸 保育園	なぎさ音戸 保育園	倉橋保育所	明德保育所

安芸灘地区

下蒲刈保育所	ゆたか保育所		

《幼稚園（施設型給付幼稚園）・認定こども園（幼稚園部分）を利用する場合》

次の表にある施設については、希望する施設へ「保育の必要性の認定申請書（兼）教育・保育施設入所申込書（新規および転所）」や、世帯の状況（該当する方）などを紙で提出してください。

詳しい内容につきましては、「教育・保育給付認定について」（16ページ）の1号認定をご覧ください。

R 8. 4. 1時点

天応・吉浦地区			
天応めぐみ園	落走保育園	だいしん	よしうら
中央地区			
救世軍呉保育所	ししん	銀の鈴こども園	呉第一こども園
呉聖園マリア園	川原石こども園	せいれんじ	明德幼稚園
呉あそか幼稚園	スカウトランド ひまわり幼稚園	西方寺こども園	聖慈幼稚園
せんたく幼稚園	山手幼稚園		
宮原・警固屋地区			
坪内保育園	なべ保育園	みらいこども園	
阿賀地区			
宝徳幼稚園			
広地区			
呉中央幼稚園	名田保育園	やよい幼稚園	とくふう幼稚園

仁方地区

仁方こども園	わかば幼稚園	しろはと	

川尻・安浦地区

かがやき	川尻光幼稚園	安浦幼稚園	

郷原地区

昭和第2園 ココロ	郷原保育所		

昭和地区

宮ヶ迫保育園	明和保育園	焼山こぼと	花の木幼稚園
昭和幼稚園	昭和保育園	桜ヶ丘幼稚園	焼山フタバ 幼稚園
焼山みどり 幼稚園			

音戸・倉橋地区

きらきら音戸 保育園			

《幼稚園（私学助成幼稚園）を利用する場合》

次の表にある施設につきましては、希望する施設へ直接申込みを行ってください。

申込み書や必要書類につきましては、施設へ直接お問い合わせください。

預かり保育の無償化など、詳しい内容につきましては、「施設等利用給付認定について」（52ページ）をご覧ください。

R 8 . 4 . 1時点

広地区

善通寺幼稚園			

昭和地区

焼山こばと 幼稚園			

《認可外保育施設・企業主導型保育施設を利用する場合》

次の表にある施設につきましては、希望する施設に直接申込みを行ってください。

認可外保育施設の利用料などの詳しい内容につきましては、「施設等利用給付認定について」（52ページ）をご覧ください。

R 8. 4. 1時点

中央地区

駅前せいれんじ	にいたに ゆめのおか保育園		

広地区

成寿園 成看託児所	さくら保育園	にじいろ園	

※表に記載されていない認可外保育施設もあります。

認可外保育施設のご利用に関しては、施設へ直接お問い合わせください。



教育・保育給付認定について

3 教育・保育給付認定について

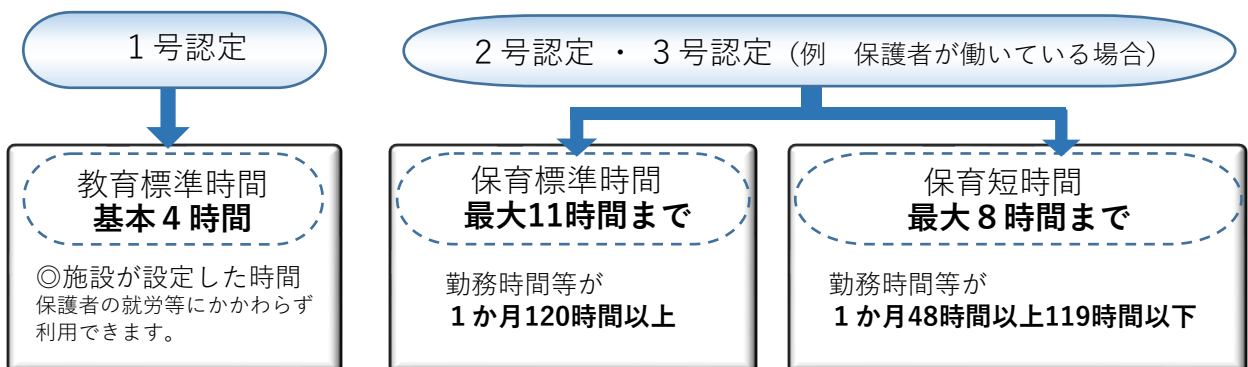
保育所（園），認定こども園（保育所部分），小規模保育事業等の利用に際しては，保護者の就労等により，保育を必要とする認定（教育・保育給付認定）を受けることが必要となります。教育・保育給付認定は，子どもとその保護者が住んでいる市区町村にて行います。

（クラス年齢：4月1日時点の年齢）

認定区分	クラス年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3～5歳	あり	保育所（園） 認定こども園（保育所部分）
3号認定※	0～2歳	あり	保育所（園） 認定こども園（保育所部分） 小規模保育事業 事業所内保育事業

※2歳児クラスの児童は，3歳の誕生日を迎える前日に3号認定から2号認定に切り替わり，2号認定の支給認定証を新たに呉市から送付します。（手続き不要）

教育・保育施設を利用できる時間として，1号は「教育標準時間」，2号・3号は「保育標準時間」「保育短時間」があります。（32ページをご参照ください。）



4 申込みから利用までの流れについて

(1) 新年度一斉申込み（4月）について

(※1号認定（幼稚園部分の利用）を希望の方は、施設へ直接お問い合わせください。)

1 施設を選ぶ

申込みの前に利用を希望する施設を見学してください。

どういうところを見学で見たらいいのかわからない・・・

たとえば！！

- 施設の教育方針・理念は保護者の思いや子どもに合いそうですか？
- 預かってくれる時間を施設に確認しましたか？
- 通いやすいところに施設がありますか？
- 子どもの成長やアレルギーなど、気になることがある場合は必ず申込の前に施設に相談しましょう！**
(施設が対応できない場合、入所(園)できない場合があります)

2 認定・入所の申込

受付期間

「くれ子育てねっと」はこちら

(一次募集) 令和7年10月21日(火)～令和7年11月11日(火)

(二次募集) 令和8年1月6日(火)～令和8年1月16日(金)



オンライン申請にて行います。(1号と2号の併願はできません)
(詳細は、「くれ子育てねっと」をご確認ください。)

<https://kure-kosodate.com>

3 認定審査及び利用調整

提出していただいた書類に不備がある場合、認定することができないため申請を受け付けることができません。

申込人数が受入可能人数を超える場合は、呉市が入所者を選考します。

4 面接のお知らせ

利用調整終了後、呉市から面接※のご案内文書を送付いたします。
最終決定のご案内ではありませんのでご注意ください。

面接のご案内文書の中に記載された施設に**保護者から連絡していただき**、面接時間等をご確認の上、**面接を受けてください**。

★面接等を辞退する場合、次回の募集で新たに申込みをしていただくこととなりますのでご了承ください。

※面接とは・・・児童の状態（アレルギー・疾患・発育等）や世帯状況等を施設に伝えていただくものであり、施設が児童を安全に受け入れる体制にあるかの確認をするためのものです。

5 認定証及び入所承諾書の交付

認定審査と面接により、呉市で最終決定を行った上、次の予定で支給認定証及び入所承諾書を送付いたします。

一次募集、二次募集ともに3月上旬頃送付予定
なお、一次募集については、12月下旬頃に内定通知を送付します。

注 意 事 項

- ・施設の面積や保育士数、児童の様子等の理由により、希望施設へ入所ができない場合は、呉市から他の施設をご案内することがあります。
- ・保育の必要性（育児休業の延長等）や家庭の状況等に変更があった場合は、必ずこども施設課まで連絡してください。
- ・申込み後、家庭状況や就労状況などにより、入所の必要がなくなった場合は、必ずこども施設課にご連絡の上、教育・保育施設入所申込みの取り下げ手続きをしてください。

※入所決定後、申込みの内容と事実が異なり、入所要件が満たされないことが判明した場合は、教育・保育給付認定と入所承諾を取り消す場合があります。

(2) 随時申込み（4月～翌年3月）について

(※1号認定（幼稚園部分の利用）を希望の方は、施設へ直接お問い合わせください。)

1 施設を選ぶ

申込みの前に利用を希望する施設を見学してください。

どういうところを見学で見たらいいのかわからない・・・

たとえば！！

- 施設の教育方針・理念は保護者の思いや子どもに合いそうですか？
- 預かってくれる時間を施設に確認しましたか？
- 通いやすいところに施設がありますか？
- 子どもの成長やアレルギーなど、気になることがある場合は必ず申込みの前に施設に相談しましょう！**
(施設が対応できない場合、入所（園）できない場合があります)

2 認定・入所の申込

受付期間

入所を希望する月の**前々月25日から前月10日の間にオンライン申請にて行います。**
(詳細は、「くれ子育てねっと」をご確認ください。)

「くれ子育てねっと」はこちらから
<https://kure-kosodate.com>



募集月 (R8)	募集期間	募集月 (R8)	募集期間
4月	2/25(水)～3/10(火)	10月	8/25(火)～9/10(木)
5月	3/25(水)～4/10(金)	11月	9/25(金)～10/10(土)
6月	4/25(土)～5/10(日)	12月	10/25(日)～11/10(火)
7月	5/25(月)～6/10(水)	1月	11/25(水)～12/10(木)
8月	6/25(木)～7/10(金)	2月	12/25(金)～1/10(日)
9月	7/25(土)～8/10(月)	3月	1/25(月)～2/10(水)

3 認定審査及び利用調整

提出していただいた書類に不備がある場合、認定ができないため申請を受け付けることができません。
申込人数が受入可能人数を超える場合は、呉市が入所者を選考します。

4 面接のお知らせ

利用調整終了後、呉市から面接※のご案内を送付いたします。
最終決定のご案内ではありませんのでご注意ください。

面接のご案内の中に記載してある施設に**保護者から連絡していただき**、面接時間等をご確認の上、**面接を受けてください**。

★面接等を辞退する場合、次回の募集で新たに申込みをしていただくこととなりますのでご了承ください。

※面接とは・・・児童の状態（アレルギー・疾患・発育等）や世帯状況等を施設に伝えていただくものであり、施設が児童を安全に受け入れる体制にあるかの確認をするためのものです。

5 認定証及び入所承諾書の交付

認定審査と面接により、呉市で最終決定を行った上、申請から30日以内に支給認定証及び入所承諾書を送付いたします。

注 意 事 項

- ・施設の面積や保育士数、児童の様子等の理由により、希望施設へ入所ができない場合は、呉市から他の施設をご案内することがあります。
- ・保育の必要性（育児休業の延長等）や家庭の状況等に変更があった場合は、必ずことも施設課まで連絡してください。
- ・申込み後、家庭状況や就労状況などにより、入所の必要がなくなった場合は、必ずことも施設課にご連絡の上、教育・保育施設入所申込みの取り下げの手続きをしてください。

※入所決定後、申込みの内容と事実が異なり、入所要件が満たされないことが判明した場合は、教育・保育給付認定と入所承諾を取り消す場合があります。

6 12月から3月の間に新規入所、転所する児童について

12月～3月の間に新規入所、転所された児童は、当年度の3月31日までの入所となります。**翌年度の4月1日からも利用を希望する場合は、別途申請が必要となります。**

(例：令和7年12月に入所した場合、令和8年3月末までの入所となります。令和8年4月以降も保育所に通いたい場合は、別途4月入所の手続きが必要です。)

※2・3号認定児童については、利用調整を行うため、12月～3月に入所した保育所と4月からの保育所が異なる場合があります。

入所月と認定	12月	1月	2月	3月	4月	必要な手続き
12月から1号認定 4月から2号認定 で入園希望	1号認定				2号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・12月入所の手続き (施設へ書類提出) ・4月入所の電子申請
12月から2号認定 4月からも2号認定 で入園希望	2号認定				2号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・12月入所の電子申請 ・4月入所の電子申請
12月から1号認定 2月からは2号認定 4月からも2号認定 で入園希望の児童	1号認定		2号認定		2号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・12月入所の手続き (施設へ書類提出) ・施設で認定変更手続き (2月～3月の変更) ・4月入所の電子申請
12月から1号認定 4月からも1号認定 で入園希望の児童	1号認定				1号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・12月入所の手続き ・4月入所の手続き (施設へ書類提出)
12月から2号認定 4月からは1号認定 で入園希望	2号認定				1号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・12月入所の電子申請 ・4月入所の手続き (施設へ書類提出)
12月から2号認定 2月からは1号認定 4月からも1号認定 で入園希望の児童	2号認定		1号認定		1号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・12月入所の電子申請 ・施設で認定変更手続き (2月～3月の変更) ・4月入所の手続き (施設へ書類提出)

7 転所について

現在の認定や転所先の施設種類によって、提出書類が異なります。
適正な空き状況を把握するため、必ず、現在通われている保育施設に退所届を提出した後、転所の手続きをしてください。

現在の施設での 認定及び手続き	転所先での認定及び希望施設種類等		
	認定	施設種類	手続き
1号認定で 幼稚園・ 認定こども園 を利用している方 <u>退所届を 現在利用している施設に 提出してください</u>	1号	認定こども園 幼稚園 (施設型給付)	入所申込書(紙)を 利用希望施設へ 提出してください
	2・3号	保育所(園) 認定こども園	保育の必要性書類を 準備して (新規)電子申請を してください
	新1号	幼稚園(未移行)	入所申込書(紙)を 利用希望施設へ 提出してください
	新2・3号	幼稚園(未移行)	入所申込書(紙) + 保育の必要性書類を 利用希望施設へ 提出してください

現在の施設での 認定及び手続き	転所先での認定及び希望施設種類等		
	認定	施設種類	手続き
2・3号認定で 保育所（園）・ 認定こども園 を利用している方 <u>退所届を</u> <u>現在利用している施設に</u> <u>提出してください</u>	1号	認定こども園 幼稚園 (施設型給付)	入所申込書（紙）を 利用希望施設へ 提出してください
	2・3号	保育所（園） 認定こども園	保育の必要性書類を (状況が変わる場合のみ) 準備して (転所) 電子申請を してください
	新1号	幼稚園（未移行）	入所申込書（紙）を 利用希望施設へ 提出してください
	新2・3号	幼稚園（未移行）	入所申込書（紙） + 保育の必要性書類を 利用希望施設へ 提出してください

現在の施設での 認定及び手続き	転所先での認定及び希望施設種類等		
	認定	施設種類	手続き
新1号認定で 幼稚園（未移行） を利用している方 <u>退所届を</u> <u>現在利用している施設に</u> <u>提出してください</u>	1号	認定こども園 幼稚園 （施設型給付）	入所申込書（紙）を 利用希望施設へ 提出してください
	2・3号	保育所（園） 認定こども園	保育の必要性書類を 準備して （新規）電子申請を してください
	新1号	幼稚園（未移行）	変更申請書（紙）を 利用希望施設へ 提出してください
	新2・3号	幼稚園（未移行）	変更申請書（紙） + 保育の必要性書類を 利用希望施設へ 提出してください

現在の施設での 認定及び手続き	転所先での認定及び希望施設種類等		
	認定	施設種類	手続き
新2・3号認定で 幼稚園（未移行） を利用している方 <u>退所届を</u> <u>現在利用している施設に</u> <u>提出してください</u>	1号	認定こども園 幼稚園 （施設型給付）	入所申込書（紙）を 利用希望施設へ 提出してください
	2・3号	保育所（園） 認定こども園	保育の必要性書類を 準備して （新規）電子申請を してください
	新1号	幼稚園（未移行）	変更申請書（紙）を 利用希望施設へ 提出してください
	新2・3号	幼稚園（未移行）	変更申請書（紙） + 保育の必要性書類 （状況が変わる場合のみ） を利用希望施設へ 提出してください

5 教育・保育認定に必要な書類と認定期間について

保育施設を利用するためには、保護者の就労等の保育を必要とする理由（「保育の必要性」の事由）が必要となります。

保育の必要性に関する書類の内容により、認定期間が異なります。

※各書類の有効期限は、証明日から3か月です。

保育の必要性の事由	必要書類	認定期間
<p>就労 (会社勤務)</p> <p>1か月に48時間以上仕事をしている</p>	<p>就労証明書</p> <p>(株式会社・有限会社・合同会社を営んでいる方は、会社が証明書を作成してください。)</p>	<p>【勤務実績が3か月以上の場合】 就学前まで</p> <p>【勤務実績が3か月未満の場合】 3か月後の月末まで</p>
<p>就労 (自営業)</p> <p>1か月に48時間以上仕事をしている</p>	<p>就労証明書 +</p> <p>※確定申告(最新年分)第一表および第二表の写し</p> <p>計2点</p> <p>※開業開始年で確定申告をしていない方：開業届出書または営業許可証 ※自営専従者の方：事業主の青色申告決算書または収支内訳書</p>	<p>【勤務実績が3か月以上の場合】 就学前まで</p> <p>【勤務実績が3か月未満の場合】 3か月後の月末まで</p>
<p>妊娠出産</p> <p>出産を控えている 産後である</p>	<p>母子手帳の表紙 (保護者名の記載がある) +</p> <p>分娩予定日の記載ページの写し</p> <p>計2点</p>	<p>分娩予定月を含む 前後2か月の月末まで (計5か月)</p> <p>分娩予定日が5月の場合、3月から7月末まで</p>
<p>障がい</p> <p>保護者の心身に障がいがある</p>	<p>(身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳)</p> <p>いずれかの 等級と有効期間の 記載ページの写し</p>	<p>【有効期間がない(無期限の)場合】 就学前まで</p> <p>【有効期間がある場合】 有効期間満了の月末まで</p>

保育の必要性の事由	必要書類	認定期間
<p>疾病・けが</p> <p>保護者が病気を患っている</p>	<p>診断書</p>	<p>【保育ができない期間の記載がある場合】 期間満了月の月末まで</p> <p>【保育ができない期間の記載がない場合】 最長3か月後の月末まで</p>
<p>介護・看護</p> <p>保護者が親族の介護・看護をしている</p>	<p>介護・看護申立書 + タイムスケジュール + A B C のいずれか (詳細は下の欄をご覧ください)</p> <p>計3点</p> <p>添付書類A・B・Cについて</p> <p>A 介護・看護対象者の</p> <p>(身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳)</p> <p>いずれかの 等級と有効期間の 記載ページの写し</p> <p>B 診断書</p> <p>C 介護保険被保険者証の写し</p>	<p>介護・看護が必要な期間満了の月末まで</p> <p>または</p> <p>(身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 診断書)</p> <p>の有効期間満了の月末まで</p>
<p>災害復旧</p> <p>火災，風水害，地震などの復旧にあっている</p>	<p>罹災証明</p>	<p>必要な期間まで</p>
<p>求職活動</p> <p>継続的に求職活動または起業準備を行っている</p>	<p>求職活動状況申告書兼誓約書</p>	<p>3か月後の月末まで</p>

保育の必要性 の事由	必要書類	認定期間
<p>就学</p> <p>学校教育法第一条に規定する学校、専修学校各種学校その他これらに準ずる教育施設に在籍している（予定である）</p> <p>職業能力開発促進法に規定のある職業能力開発施設等において職業訓練等を受けている（予定である）</p>	<p>【入学前の方】 就学（職業訓練）状況 申立書兼誓約書 ＋ 合格通知書</p> <p>計2点</p> <p>【在籍中の方】 就学（職業訓練）状況 申立書兼誓約書 ＋ 在学証明書 ＋ カリキュラム</p> <p>計3点</p>	<p>【入学前の場合】 入学予定日の月末まで</p> <p>【在籍中の場合】 修了予定日の月末まで</p>
<p>DV</p> <p>虐待やDVのおそれがある</p>	<p>保護命令等</p>	<p>小学校就学前まで</p>
<p>育児休業 （当該児は除く）</p> <p>育児休業できょうだい（育児休業対象児以外）を預ける</p>	<p>就労証明書の 『9 育児休業の取得』 『11 復職（予定）年月日』 の欄に記載があるもの</p>	<p>復職予定日の前月末まで</p>
<p>その他</p> <p>上記以外の理由で市が認めるもの</p>	<p>状況に応じて</p>	<p>状況に応じて</p>

◆世帯の状況等に関する書類について

区分	世帯状況	必要書類
世帯に関して	障がい児・者がいる世帯	<p>（身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当認定通知書等）</p> <p>いずれかの 等級と有効期間の記載ページの写し</p>
	生活保護世帯	生活保護受給証明書等
	ひとり親世帯	<p>（ひとり親であることが分かる戸籍謄本 児童扶養手当証書 ひとり親家庭医療受給者証）</p> <p>のいずれかの写し</p>
	離婚を前提に別居中	「離婚を前提にした別居中等の申告書兼誓約書」と理由による添付書類
収入に関して	令和6年中及び令和7年中に海外勤務をしていた方	それぞれの年での所得と控除（社会保険料等）を証明できる書類 （呉市に所得情報がない場合）
	令和8年4月から8月の間に入所をされる方で、 令和7年1月1日 時点で他市区町村に住民登録をされていた方	令和7年度市民税所得課税証明書 （令和7年1月1日の住民登録地で発行） ＋ 令和8年度市民税所得課税証明書 （令和8年1月1日の住民登録地で発行、 なお、令和8年1月1日に呉市で住民登録 をしている場合は不要）
	令和8年9月から翌年3月の間に入所をされる方で、 令和8年1月1日 時点で他市区町村に住民登録をされていた方	令和8年度市民税所得課税証明書 （令和8年1月1日の住民登録地で発行）

6 入所の選考（利用調整）について

入所申請者数が定員を超える場合は、各世帯の状況を点数化し、入所者を選考します。（利用調整）

別表第1(第3条関係)

利用調整基準(基本指数)

事由		点数	事由の状況		
就労		50	就業時間	1月当たり160時間以上就労	
		45		120時間以上	160時間未満
		40		100時間以上	120時間未満
		35		60時間以上	100時間未満
		30		48時間以上	60時間未満
入所月の翌月から 就労予定(復職予定)		40	就業時間	1月当たり160時間以上就労	
		35		120時間以上	160時間未満
		30		100時間以上	120時間未満
		25		60時間以上	100時間未満
		20		48時間以上	60時間未満
妊娠・出産		40			
保護者の 疾病・障害	疾病	50	入院または自宅での病臥が常態		
		45	常に自宅での安静を要する		
		40	疾病により保育に支障がある		
	障害	50	身体又は精神障害者手帳1・2級, 療育手帳A		
		45	身体又は精神障害者手帳3・4級, 療育手帳B		
		40	手帳が交付され, 保育が困難		
親族の介護・看護		45	介護・看護 の時間	1月当たり160時間以上介護・看護	
		40		120時間以上	160時間未満
		35		100時間以上	120時間未満
		30		60時間以上	100時間未満
		25		48時間以上	60時間未満
災害復旧		50			
求職活動中		30	ひとり親世帯の場合		
		10	ひとり親以外の世帯の場合		

就学	50	就学時間	1月当たり160時間以上就学	
	45		120時間以上	160時間未満
	40		100時間以上	120時間未満
	35		60時間以上	100時間未満
	30		48時間以上	60時間未満
	△10		通信制学校等, 主に自宅での就学の場合	
虐待・DV	50	家庭での保育が困難な場合		
育児休業中	30	ひとり親世帯の場合		
	15	ひとり親以外の世帯の場合		
その他市長が特に必要と認める場合	状況に応じて判定			

※保護者のそれぞれの点数を加算。
ひとり親世帯の場合は, 2を乗じた点数とする。

別表第2(第3条関係)

利用調整基準(調整指数)

ひとり親世帯	50
虐待・DVの理由での入所	50
利用申込児童が身体, 精神障害者手帳又は療育手帳を交付されている	20
保護者が呉市内で保育士として就労(予定を含む)	20
保護者が身体, 精神障害者手帳又は療育手帳を交付されている(疾病・障害以外の場合)	15
兄弟姉妹がすでに入所している場合	15
利用申込児童の同一世帯の者(保護者を除く)が身体, 精神障害者手帳又は療育手帳を交付されている	10
親族の介護をしている(介護以外の場合)	10
生活保護世帯(就労の場合)	10
生計維持者の失業	10
兄弟姉妹が同時に利用申し込みをする場合	10

別表第3(第3条関係)

点数が同一の場合の優先順位

1	特別な配慮が必要な場合
2	ひとり親世帯で, 同居親族がいない
3	保護者のいずれかが単身赴任中
4	利用申込児童が身体, 精神障害者手帳又は療育手帳を交付されている
5	保護者のいずれかが育児休業から復帰予定者又はすでに復帰している者
6	保護者が身体, 精神障害者手帳又は療育手帳を交付されている
7	利用申込児童の兄弟姉妹が同一保育施設を利用中
8	扶養する18歳未満の子の人数が多い
9	市区町村民税所得割額の低い世帯

7 保育施設の保育時間について

保育施設の開所日は、基本月曜日～土曜日です。

開所時間につきましては、施設により異なります。

◆教育標準時間について（1号認定）

基本4時間の預かり時間ですが、施設によって時間帯や長さが異なります。

◆保育標準時間・保育短時間について（2号・3号認定）

保護者の状況により、利用可能時間が「保育標準時間」か「保育短時間」のどちらかに決まります。

保育標準時間 (最長11時間)	就労（月120時間以上）、妊娠・出産、疾病・障がい、 就学（月120時間以上）、介護・看護（月120時間以上）、 災害復旧、DV
保育短時間 (最長8時間)	就労（月48時間以上）、妊娠・出産、 疾病・障がい、就学（月48時間以上）、 介護・看護（月48時間以上）、 災害復旧、DV、求職活動、育児休業

例	7:00	8:30		12:30	16:30	18:00	19:00
	開所時間						
	保育標準時間（2号・3号）						延長
	延長	保育短時間（2号・3号）				延長	
延長	教育標準時間（1号）			延長			

※ 認定された利用時間（標準時間・短時間）を超えたときは「延長保育」となり、**保育料とは別に延長料金**が必要となります（無償化の対象外）。

8 結婚・離婚等による世帯変更の手続きについて

結婚・離婚等によって世帯が変更になった場合は、保育の必要性や保育料・副食費が変わる可能性があるため、手続きが必要です。

世帯変更の理由	必要な手続き
結婚したとき	<p>婚姻日が記載された戸籍謄本 + 新たな配偶者の保育の必要性に関する書類 + 保育の必要性の認定変更申請書 + マイナンバー提出届（新たな配偶者のマイナンバー） + 新たな配偶者の所得課税証明書（該当の方のみ） ※41ページをご確認ください。</p> <p>を利用施設に提出。</p>
離婚したとき	<p>離婚日が記載された戸籍謄本 + 保育の必要性の認定変更申請書</p> <p>の2つを利用施設に提出。</p>
養子縁組や 認知の届出を したとき	<p>養子縁組や認知等に関する戸籍上の届出をした場合は 内容の確認ができる戸籍謄本の届出が必要です。</p>

9 保育の必要性等に変更があったときについて

申請後に保育の必要性等が変更になった場合は、手続きが必要です。

(例) 引っ越しをした。

仕事を辞めて求職活動をすることにした。

妊娠・出産で入所したが、その後育児休業を取得することになった。

治療中のけがが完治した。等

「保育の必要性の認定変更申請書」をご記入のうえ、必要書類を添付し、速やかにご提出ください。

※ 保育必要量を変更したい場合（短時間から標準時間に変更等）は、変更希望月の1日までに呉市に必要書類をご提出ください。

重要!

呉市外へ転出される方は、転出の手続きをする前にお問い合わせください。

☆呉市外へ転出の手続きをされた場合、現在利用中の保育施設は転出日の属する月の末日までご利用できます。

※転出日が月の1日の場合は前月末までのご利用となります。

呉市外へ転出した後も、現在利用中の保育施設をご利用されたい場合は、別途手続きが必要となります。（37ページをご参照ください。）

10 育児休業中の方について

新たに保育施設へ入所申込をする育児休業中の方

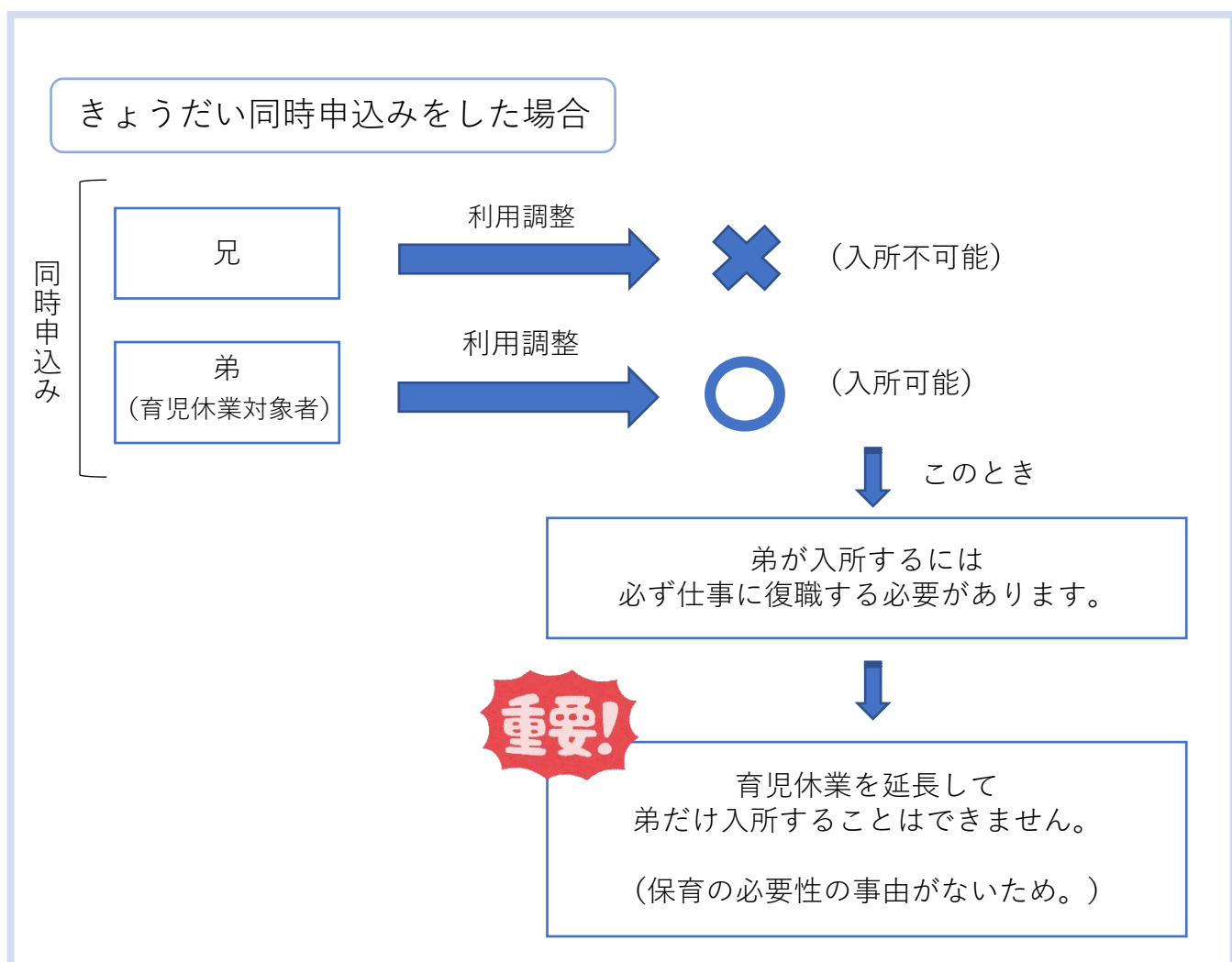
育児休業取得中であっても、育児休業対象児童の保育施設の入所申込みは可能ですが、**入所後は、入所月の翌月までに復職し、復職後、速やかに「復職日」の記載のある就労証明書を通っている保育所（園）に提出してください。**

※入所後に復職が延期になった場合は、「よくある質問」No. 29（71ページ）をご覧ください。

★ 育児休業取得の当該児が入所する場合は、他のきょうだいが入所しなくても必ず復職が必要です。

(例) 下の子どもの育児休業を取得しており、復職に伴い、上の子どもと同時に入所申込をし、下の子どもだけが入所、上の子どもが保育所が決まらず未入所となった場合、取得している育児休業の延長をして下の子どもだけを入所させることはできないため、下の子どもは退所となります。（1号認定を除く）

図にすると・・・

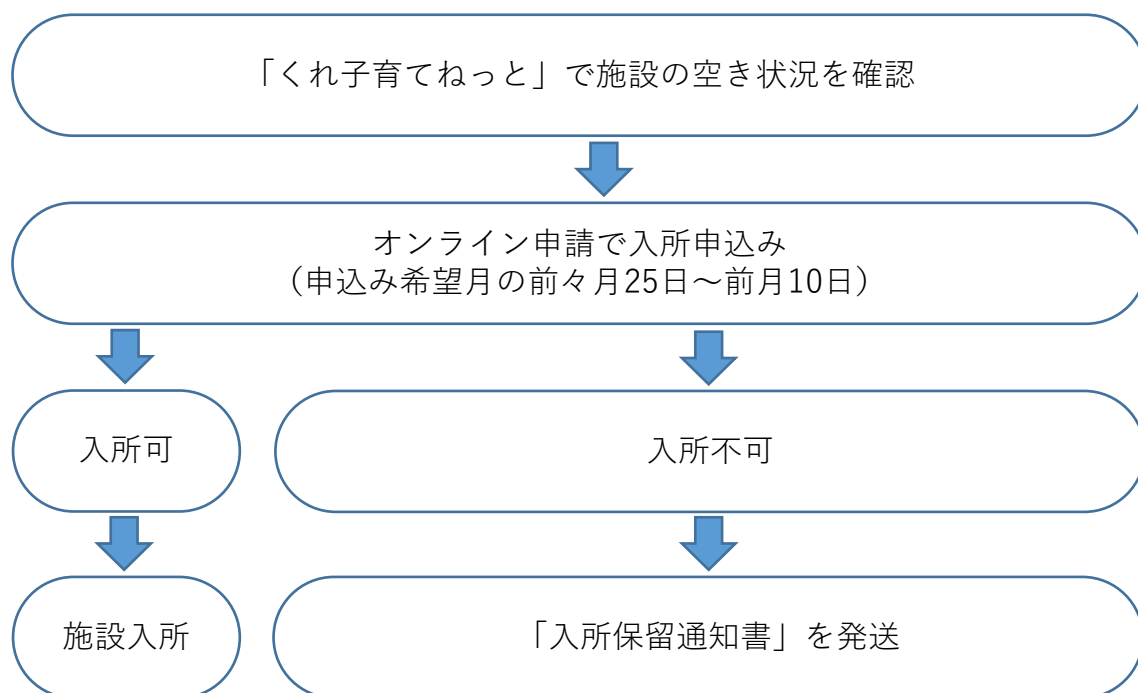


11 入所保留通知書（入所不承諾通知書）について

保育所等の入所申込みを行った結果、入所できなかった場合に「入所保留通知（入所不承諾通知書）」を発行いたします。

育児休業給付金の支給延長の手続きについては、所属する会社の担当者またはハローワークでご確認ください。

◎令和8年4月からの保育所入所保留通知書の発行の流れ



◆発送について

- ・10日までにオンライン申請を行ったものについては、12日以降に発送予定です。
- ・**11日以降に申込みしたものについては、受付を行っておりません。**

※詳しい申込み方法は「くれ子育てねっと」をご覧ください。

12 呉市外の施設利用（広域入所）について

◆広域入所とは

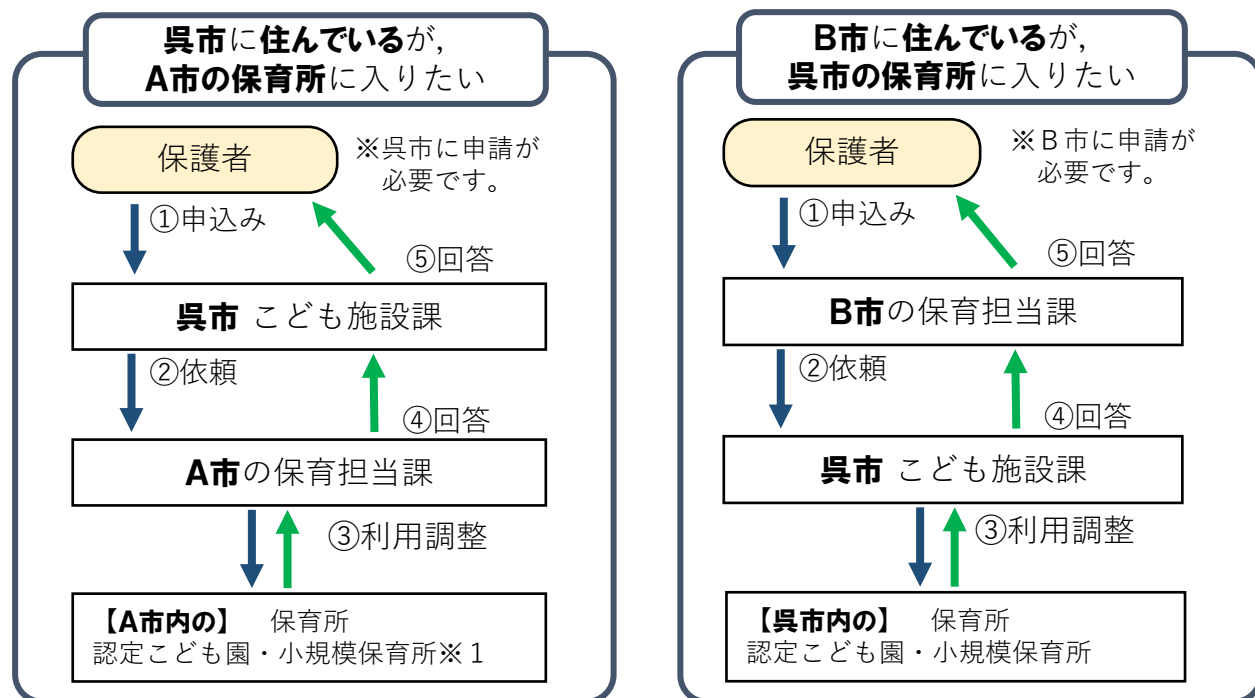
里帰り出産や就労先（勤務先）の関係で、お子さんが住んでいる市区町村**以外**の保育施設の利用ができるようにするための制度です。

広域入所を希望する場合は、お子さんが住んでいる市区町村の保育担当課に申込みを行います。

◆広域入所を利用することができる方

1. 母親が里帰り出産をする場合
（父親が求職活動・育児休業中の場合、広域入所はご利用できません）
2. 保護者のいずれかの勤務地が希望施設のある市区町村にある場合
（他方の保護者が求職活動・育児休業中の場合、広域入所はご利用できません）

◆広域入所の流れ



※1 企業主導型保育事業、事業所内保育事業については、39ページをご覧ください。

※ どちらの場合も申込先は**お住まいの市区町村**になります。

【広域入所の手続に関する注意点】

□入所の利用調整の際は、当該市区町村に住民登録のある児童の入所が内定した後に、広域入所の可否を決定しますので、希望施設は多めに選ばれることをおすすめします。

□広域入所での認定期間は**最長で年度末（3月末）まで**です。

次年度も利用を希望する場合は、改めて申込みをする必要があります。

□**里帰り出産の理由**での認定期間は**最長で出産予定月を挟む前後2か月の合計5か月まで**です。

例：7月出産予定の場合は5月～9月

2月出産予定の場合、年度末をまたぐため3月末までとなり、

次年度も利用を希望する場合は、改めて申込みをする必要があります。

□**毎年度同じ施設を利用できるとは限りません。**

□**市区町村により受付期間や必要書類、選考基準が異なります。**

必ず希望施設のある市区町村に事前に確認してください。

◎呉市に住んでいる方 → 呉市外の保育所（園）等を利用する場合

○ 必要書類（呉市の様式で書類をご準備ください）

【母親が里帰り出産をする場合】

- ・ 母：母子手帳（表紙と分娩予定日の記載のあるページの写し）
- ・ 父：保育の認定に必要な書類（26ページ参照，求職活動，育児休業中は不可）

【勤務地が希望施設のある市区町村にある場合】

- ・ 保護者 1：就労証明書
（勤務先が入所希望する市区町村にあることが分かるもの）
- ・ 保護者 2：保育の認定に必要な書類
（26ページ参照，求職活動，育児休業中は不可）

申請書の提出先は「呉市」になります。

○提出期限

- ・ 入所希望する市区町村の提出期限の10日前までに呉市こども施設課へご提出ください。

【 注 意 点 】

- 幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の1号認定を利用する場合は，直接入所希望施設に書類をご提出ください。
預かり保育等の無償化に係る新2号認定の申請書類は，呉市こども施設課にご提出ください。
- 企業主導型保育事業，事業所内保育事業などを利用する場合は，地域枠・従業員枠等で取り扱いが異なるため，詳しい手続きにつきましては，利用希望の施設にお問い合わせください。
- 転出するため，転出先での保育所利用を希望される場合は，基本的に転出先の市区町村にて申請を行いますが，市区町村によっては転出前の市区町村に申請が必要な場合がありますので，事前に転出先の市区町村にご確認ください。

◎呉市外に住んでいる方 → 呉市の保育所（園）等を利用する場合

○ 必要書類

保育の認定はお住まいの市区町村が行いますので、必要書類はお住まいの市区町村の窓口にお問い合わせください。

書類の提出先もお住まいの市区町村となります。

○ 施設の入所受付状況等の確認

各期の入所申込み期間中に「くれ子育てねっと」に施設の空き状況を公開していますので、ご確認のうえ、お申し込みください。

なお、申込みの前には、必ず施設の見学等を行ってください。

広域入所は利用調整の優先順位が低くなってしまうため、希望施設は多めに選ばれることをおすすめします。

○ 提出期限

提出先の市区町村の手続きを経て、下記の期限までに呉市に申請書が届く必要があります。

概ね各期限の10日前までにお住まいの市区町村に申請してください。

【随時（各月）入所の場合】

入所月の前月10日必着

（例：8月入所申請の場合、7月10日が期限）

【新年度（4月）入所の場合】

呉市の二次募集の期限必着

（毎年変わりますのでホームページでご確認ください。）

※入所希望月までに呉市に転入予定の方は、通常の電子申請にて直接申請してください。

13 保育施設利用に係る費用・無償化について

(1) 保育料（0歳～2歳児）の算定について

保育料は、保護者の市区町村民税所得割額によって決定されます。

算定基準は以下のとおりです。他市区町村に住民票がある方は、その市区町村が保育料を決定しますので、お住まいの市区町村にご確認ください。

利用する保育施設による保育料の違いはありません。

保育料	算定方法
令和8（2026）年4月～8月分	令和7（2025）年度 市区町村民税所得割額に基づいて算定
令和8（2026）年9月～翌年3月分	令和8（2026）年度 市区町村民税所得割額に基づいて算定


- ◆ 当該年度の市区町村民税所得割額は、前年1月～12月の収入状況に基づき決定されます。
- ◆ 市区町村民税所得割額については、住宅取得等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除等は適用しません。ただし、調整控除は適用されます。

- ◆ 呉市で当該年度の市区町村民税所得割額が把握できる方（当該年の1月1日に呉市に住民登録のある方。ただし、呉市以外で課税されている方は除く。）は、原則、収入に関する書類の提出は不要です。（29ページをご参照ください。）
ただし、税の申告をされていない方については、税務署もしくは市民税課において所得や控除等の申告をしていただき、申告書の控えの写しをご提出ください。

- ◆ 令和7年度及び令和8年度の市区町村民税所得割額が確認できない場合は、呉市保育料基準額の最高額が保育料として賦課されます。後日、申告等により市区町村民税所得割額が確認できた場合は、年度中に限り、遡及して保育料を再計算します（前年度については遡及して保育料を再計算しません）。

- ◆ ひとり親家庭で祖父母等と同居している場合、保護者の保育料算定基準年度の収入が、児童手当などを含め100万円に満たない場合は、祖父母等の市区町村民税所得割額によって決定する場合があります。
ただし、直近3か月における月収が継続してあり、年間収入が100万円を超える見込みがたつ場合、直近3か月の給与明細などを提出していただければ、祖父母を算定対象から外すこともできます。

(2) 他市から転入された方

入所希望月	保護者の状況	提出書類	※海外勤務による収入がある場合
<p>令和8年 (2026年) 4月～8月</p>	<p>令和7年1月1日現在、呉市に住民登録がない方</p> <p style="text-align: center;">さらに</p>  <p>令和8年1月2日以降に本市に転入された方で、令和8年9月以降も引き続き教育・保育施設を利用される方</p>	<p>令和7年1月1日にお住まいの市区町村で発行される「令和7年度所得課税証明書」を申込み時にご提出ください。</p> <p>令和8年1月1日にお住まいの市区町村で発行される「令和8年度所得課税証明書」を申込み時※にご提出ください。</p>	<p>令和6年中（1月～12月分）の、海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額が分かる証明書類をご提出ください。 国内で所得があった場合も合わせて所得や社会保険料控除等の証明書類もご提出ください。</p> <p>令和7年中（1月～12月分）の、海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額が分かる証明書類をご提出ください。 国内で所得があった場合も合わせて所得や社会保険料控除等の証明書類もご提出ください。</p>
<p>令和8年 (2026年) 9月～ 翌年3月</p>	<p>令和8年1月1日現在、呉市に住民登録がない方</p>	<p>※所得課税証明書は、賦課年度の6月頃に取得可能になります。6月以前に入所する場合は、入所後にご提出ください。</p>	<p>国内で所得があった場合も合わせて所得や社会保険料控除等の証明書類もご提出ください。</p>

【保育料計算 計算例 3】

① 「均等割額⑦」のみの記載がある場合

1

市 民 税	税額控除前所得割額④		0
	税額控除額⑤		0
	所得割額⑥		0
	均等割額⑦	3	500
県 民 税	税額控除前所得割額④		0
	税額控除額⑤		0
	所得割額⑥		0
	均等割額⑦	2	000

保育料基準額表（次ページ参照）の階層区分「C 1」の保育料をご確認ください。

- ◆ マイナンバーで税情報の調査を行うことは可能ですが、利用調整時や保育料算定時、不利になる場合がありますので、書面での提出をお勧めいたします。
- ◆ 市町村民税所得割額に変更があった場合は、年度途中でも保育料の変更を行いますので、必ずお知らせください。また、他市区町村にて課税されていた方につきましては、変更後の所得課税証明書をご提出ください。
- ◆ 政令指定都市にて課税されていた方につきましては、本市の所得割額に再計算して保育料を決定します。

【令和8年4月～】呉市保育料基準額表(3号認定)

○令和5年4月1日以前に生まれた3歳以上児(2号認定), 満3歳以上児(1号認定)の保育料は0円(副食費を除く)

階層 区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 定 義		徴収金基準額(月額)	
			3 歳 未 満 児	
			保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C1	市町村民税 均等割額のみ		11,000	10,800
			5,500	5,400
C2	市町村民税所得割課税額 5,000円未満		14,500	14,200
			7,250	7,100
C3	市町村民税所得割課税額 5,000円以上 48,600円未満		16,000	15,700
			8,000	7,850
D1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 56,400円未満		18,500	18,100
			9,250	9,050
D2	市町村民税所得割課税額 56,400円以上 64,600円未満		20,500	20,100
			10,250	10,050
D3	市町村民税所得割課税額 64,600円以上 72,600円未満		21,900	21,500
			10,950	10,750
D4	市町村民税所得割課税額 72,600円以上 81,600円未満		25,100	24,600
			12,550	12,300
D5	市町村民税所得割課税額 81,600円以上 90,600円未満		28,000	27,500
			14,000	13,750
D6	市町村民税所得割課税額 90,600円以上 97,000円未満		30,000	29,400
			15,000	14,700
D7	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 117,600円未満		35,000	34,400
			17,500	17,200
D8	市町村民税所得割課税額 117,600円以上 144,600円未満		39,500	38,800
			19,750	19,400
D9	市町村民税所得割課税額 144,600円以上 169,000円未満		44,500	43,700
			22,250	21,850
D10	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 198,600円未満		47,500	46,600
			23,750	23,300
D11	市町村民税所得割課税額 198,600円以上 301,000円未満		56,800	55,800
			28,400	27,900
D12	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		59,000	57,900
			29,500	28,950
D13	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		65,000	63,800
			32,500	31,900

◎ 保育所・認定こども園(保育所部分)などの保育料です。

- 「0歳」, 「1歳」, 「2歳」の区分は, 令和8年4月1日の満年齢で適用し, 年度末まで変更しません。
- 保護者の市町村民税所得割課税額を合わせた税額で適用します。
- 住宅取得控除や寄附金控除などの税額控除を差し引く前の税額で適用します。
- 年少扶養(16歳未満の子)を3人以上とっている場合, 市町村民税所得割課税額から3人目以降1人当たり19,800円を差し引いた額で適用します。【(年少扶養人数-2) × 19,800円を控除】
- 4月から8月までの保育料は令和7年度の市町村民税所得割額を, 9月から3月までの保育料は令和8年度の市町村民税所得割課税額を適用します。

(3) 保育料の減免について

◎ 多子世帯の場合

- ・ 小学校就学前の子が、保育所などに2人同時に入所している場合、2人目の子は下段の額となります。
- ・ 小学校就学前の子が、保育所などに3人以上同時に入所している場合、3人目以降の子は保育料が0円となります。
- ・ 保護者の市区町村民税所得割課税額の合計が、57,700円未満の世帯は、扶養するすべての子のうち、2人目は下段の額に、3人目以降の子は保育料が0円となります。
- ・ 18歳未満の子を3人以上扶養している場合、3人目以降の子は申込みにより3歳になる年度末までは保育料が0円となります。

◎ ひとり親世帯、障がい児・者がある世帯の場合

- ・ 保護者の市区町村民税所得割課税額の合計が77,101円未満の世帯は、扶養するすべての子のうち、1人目の保育料は、標準時間認定の場合5,000円、保育短時間認定の場合4,900円に、2人目以降の子は保育料が0円となります。
(C11・C21・C31階層)

★ 保護者の市区町村民税算定基準年度の収入が一定額を満たさない場合は、同居の親族を保育料算定に含むことがあります。

★ 何らかの理由で保護者の市区町村民税所得割課税額が確認できない場合は、最高額（ZZZ階層）で算定されます。

(4) 給食費について

0～2歳は、保育料の中に主食費、副食費（おかず、おやつ）が含まれています。

3～5歳は、主食費・副食費が必要となります。公立保育施設の副食費は月額4,500円、私立の保育施設については、施設により金額が異なりますので、直接お問い合わせください。

★ 副食費が免除となる対象（3歳～5歳・2号認定）は次のとおりです。

（対象となる世帯には別途通知します。）

世帯の市区町村民税所得割額の合算額	第1子	第2子	第3子※以降
57,700円未満 （ひとり親世帯等は77,101円未満）	免除	免除	免除
57,700円以上	保護者負担	保護者負担	免除

※第3子のカウント方法

小学校就学前の子どもを最年長児とし、そこから3人目の子どもが第3子になります。

例) 年長児，年中児，年少児の3人きょうだいの場合，年少児は第3子扱いです。

小学校1年生，年長児，年少児の3人きょうだいの場合，年少児は第3子扱いになりません。

★ 1号認定については、基準額や第3子のカウント方法が異なります。

(5) 延長保育利用料

◆ 2・3号認定の児童

認定された利用時間（標準時間・短時間）を超えたときは、保育料とは別に延長料金が必要となります。

◆ 1号認定の児童

認定された利用時間（教育標準時間）を超えたときは、市から「保育の必要性の認定」を受けた児童のみ、設定された上限金額までは無償になります。

(6) その他の費用

保育施設によっては、制服や帽子などの費用（実費徴収）や特色のある保育のための費用（上乗せ徴収）が別途必要な場合があります。

★ 詳細は各保育施設までお問い合わせください。

(7) 保育料・副食費支払方法・支払先について

	施設種類	支払先	支払方法
保育料	公立保育所	呉市	口座振替もしくは納付書
	私立保育所（園）		
	私立認定こども園	各施設	各施設が設定 (詳しくは施設にお問い合わせください)

	施設種類	支払先	支払方法
副食費	公立保育所	呉市	口座振替もしくは納付書
	私立保育所（園）	各施設	各施設が設定 (詳しくは施設にお問い合わせください)
	私立認定こども園		

※呉市への支払いで口座振替をご希望の場合は、振替希望の金融機関で「呉市口座振替・自動払込利用申込書」を記入・提出してください。

口座振替手続きに必要なもの・・・通帳・届出印・本人確認書類（運転免許証等）



施設等利用給付認定について

14 施設等利用給付認定について

私学助成幼稚園の利用料や幼稚園の預かり保育料，認可外保育施設等の利用料につきましては，あらかじめ「施設等利用給付認定」を受けた場合，無償化の対象となります。

※利用する施設が無償化対象施設に該当するかについて，必ず事前にご確認ください。

施設等利用給付認定の種類について

認定の種類は3種類（新1号・新2号・新3号）あります。

認定の対象となる施設の種類や児童の年齢については次の表をご覧ください。

なお，ひとりで新1号，新2号及び新3号の認定を同時に取得することはできません。

○認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園（施設型給付幼稚園）を利用の場合

主として 利用する施設	対象年齢	保育の 必要性	認定	無償化の範囲	
				保育料	預かり保育料
幼稚園 (施設型給付) または	3歳～5歳	無	1号	無償	対象外
		有	1号+ 新2号	無償	月額 11,300円 まで無償
認定こども園 (幼稚園部分) +	満3歳	無	1号	無償	対象外
	住民税非課税 世帯の満3歳	無	1号	無償	対象外
幼稚園の預かり保育		有	1号+ 新3号	無償	月額 16,300円 まで無償

※ 認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園（施設型給付幼稚園）に該当する施設については，11ページをご覧ください。

○幼稚園（私学助成幼稚園）を利用の場合

主として 利用する施設	対象年齢	保育の 必要性	認定	無償化の範囲	
				入園料＋ 保育料	預かり保育料
幼稚園 (私学助成) ＋ 幼稚園の預かり保育	3歳～5歳	無	新1号	月額 25,700円 を上限に 無償	対象外
		有	新2号	月額 25,700円 を上限に 無償	月額 11,300円 まで無償
	満3歳 (住民税非課税 世帯を除く)	不問	新1号	月額 25,700円 を上限に 無償	対象外
	住民税非課税 世帯の満3歳	無	新1号	月額 25,700円 を上限に 無償	対象外
		有	新3号	月額 25,700円 を上限に 無償	月額 16,300円 まで無償

※幼稚園（私学助成幼稚園）に該当する施設については、13ページをご覧ください。

※「入園料＋保育料」が上限を超える場合は自己負担となります。

○認可外保育施設を利用の場合
 (認可保育施設や認定こども園を利用していない場合が対象)

主として 利用する施設	対象年齢	保育の 必要性	認定	無償化の範囲
認可外保育施設 + 一時預かり事業 + 病児保育事業 + ファミリーサポート センター事業 (子育て援助活動事業)	3歳～5歳	無	対象外	対象外
		有	新2号	月額37,000円 まで無償
	住民税非課税 世帯の 0歳～2歳	無	対象外	対象外
		有	新3号	月額42,000円 まで無償

※認可外保育施設等に該当する施設については、14ページをご覧ください。

15 預かり保育料の無償化や給食費（副食費）について

（1）預かり保育料について

預かり保育料の無償化に関しては限度額の設定があります。
利用料金や利用日数によって計算が異なります。

預かり保育料の無償化の内容

《対象児童》

- ①保育の必要性のある3歳～5歳の児童で、施設等利用給付認定の新2号認定を受けている
- ②保育の必要性のある満3歳の児童で、施設等利用給付認定の新3号認定を受けている

《無償化の上限額及び計算方法》

時間制、日額制、月額制など、各施設によって料金体系が異なります。
当月分の預かり保育に要した費用について、「**450円×利用日数**」を無償化します。
施設からの請求額は、利用額から限度額を差し引いた額となります。

（①の児童の上限額は11,300円 ②の児童の上限額は16,300円）

計算例

《パターン1》日額500円で15日利用した場合

利用額：500円×15日＝7,500円

限度額：450円×15日＝6,750円

利用額（7,500円）－ 限度額（6,750円）＝ **保護者負担額（750円）**

《パターン2》日額300円で15日利用した場合

利用額：300円×15日＝4,500円

限度額：450円×15日＝6,750円

利用額（4,500円）－ 限度額（6,750円）＝ **保護者負担額（0円）**

《パターン3》月額10,000円で15日利用した場合

利用額：10,000円

限度額：450円×15日＝6,750円

利用額（10,000円）－ 限度額（6,750円）＝ **保護者負担額（3,250円）**

(2) 給食費（副食費）について

満3～5歳は、主食費・副食費が必要となります。

保育施設により金額が異なりますので、直接お問い合わせください。

★ 副食費が免除となる対象（3歳～5歳）は次のとおりです。

（副食費免除の対象者となる世帯には別途通知を送付します。）

世帯の市区町村民税所得割額の合算額	第1子	第2子	第3子※以降
77,101円未満	免除	免除	免除
77,101円以上	保護者負担	保護者負担	免除

※第3子のカウント方法

小学校3年生までの子どもを最年長児とし、そこから3人目の子どもが第3子になります。

例) 小学校1年生，年長児，年少児の3人きょうだいの場合，年少児は第3子扱いになります。

※お弁当持参などの場合，副食費（おやつ代）が免除にならない場合があります。詳細につきましては，ご利用施設でご確認ください。

★ 2号認定については，基準額や第3子のカウント方法が異なります。

16 申込みから利用までの流れについて

1 施設を選ぶ

申込みの前に利用を希望する施設を見学してください。

どういうところを見学で見たらいいのかわからない・・・

たとえば！！

- 施設の教育方針・理念は保護者の思いや子どもに合いそうですか？
- 預かってくれる時間を施設に確認しましたか？
- 通いやすいところに施設がありますか？
- 子どもの成長やアレルギーなど、気になることがある場合は必ず申込みの前に施設に相談しましょう！**

2 認定・入所の申込

《私学助成幼稚園を利用の場合》

満3歳の誕生日を迎えた日から施設等利用給付認定を受けることが可能です。
入所の有無に関しましては、施設でご確認ください。

《認可外保育施設を利用の場合》

申込みの詳しい内容につきましては、施設でご確認ください。

17 施設等利用給付認定に必要な書類と認定期間について

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育料や認可外保育施設等の利用料について、無償化給付を受けるには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
 保育の必要性に関する書類の内容により、認定期間が異なります。
 ※各書類の有効期限は、証明日から3か月です。

保育の必要性の事由	必要書類	認定期間
就労 （会社勤務） 1か月に48時間以上仕事をしている	就労証明書 （株式会社・有限会社・合同会社を経営している方は、会社が証明書を作成してください。）	【勤務実績が3か月以上の場合】 就学前まで 【勤務実績が3か月未満の場合】 3か月後の月末まで
就労 （自営業） 1か月に48時間以上仕事をしている	就労証明書 + ※確定申告（最新年分）第一表および第二表の写し 計2点 ※開業開始年で確定申告をしていない方：開業届出書または営業許可証 ※自営専従者の方：事業主の青色申告決算書または収支内訳書	【勤務実績が3か月以上の場合】 就学前まで 【勤務実績が3か月未満の場合】 3か月後の月末まで
妊娠出産 出産を控えている産後である	母子手帳の表紙 （保護者名の記載がある） + 分娩予定日の記載ページの写し 計2点	分娩予定月を含む前後2か月の月末まで （計5か月） 分娩予定日が5月の場合、3月から7月末まで
障がい 保護者の心身に障がいがある	〔 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 〕 いずれかの等級と有効期間の記載ページの写し	【有効期間がない（無期限の）場合】 就学前まで 【有効期間がある場合】 有効期間満了の月末まで

保育の必要性の事由	必要書類	認定期間
<p>疾病・けが</p> <p>保護者が病気を患っている</p>	<p>診断書</p>	<p>【保育ができない期間の記載がある場合】 期間満了月の月末まで</p> <p>【保育ができない期間の記載がない場合】 最長3か月後の月末まで</p>
<p>介護・看護</p> <p>保護者が親族の介護・看護をしている</p>	<p>「介護・看護申立書」 + 「タイムスケジュール」 + A B C のいずれか (詳細は下の欄をご覧ください)</p> <p>計3点</p> <p>添付書類A・B・Cについて</p> <p>A 介護・看護対象者の</p> <p>(身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳)</p> <p>いずれかの 等級と有効期間の 記載ページの写し</p> <p>B 診断書</p> <p>C 介護保険被保険者証の写し</p>	<p>介護・看護が必要な期間満了の月末まで</p> <p>または</p> <p>(身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 診断書)</p> <p>の有効期間満了の月末まで</p>
<p>災害復旧</p> <p>火災, 風水害, 地震などの復旧にあっている</p>	<p>罹災証明</p>	<p>必要な期間まで</p>
<p>求職活動</p> <p>継続的に求職活動または起業準備を行っている</p>	<p>求職活動状況申告書兼誓約書</p>	<p>3か月後の月末まで</p>

保育の必要性 の事由	必要書類	認定期間
<p>就学</p> <p>学校教育法第一条に規定する学校、専修学校各種学校その他これらに準ずる教育施設に在籍している（予定である）</p> <p>職業能力開発促進法に規定のある職業能力開発施設等において職業訓練等を受けている（予定である）</p>	<p>【入学前の方】 「就学（職業訓練）状況 申立書兼誓約書」 + 合格通知書</p> <p>計2点</p> <p>【在籍中の方】 「就学（職業訓練）状況 申立書兼誓約書」 + 在学証明書 + カリキュラム</p> <p>計3点</p>	<p>【入学前の場合】 入学予定日の月末まで</p> <p>【在籍中の場合】 修了予定日の月末まで</p>
<p>D V</p> <p>虐待やDVのおそれがある</p>	<p>保護命令等</p>	<p>小学校就学前まで</p>
<p>育児休業 （妊娠・出産から育児休業へ変更する場合のみ）</p> <p>育児休業できようだい（育児休業対象児以外）を預ける</p>	<p>就労証明書の 『9 育児休業の取得』 『11 復職（予定）年月日』 の欄に記載があるもの</p>	<p>復職予定日の前月末まで</p>
<p>その他</p> <p>上記以外の理由で市が認めるもの</p>	<p>状況に応じて</p>	<p>状況に応じて</p>

◆世帯の状況等に関する書類について

区分	世帯状況	必要書類
世帯に関して	障がい児・者がいる世帯	<p>（ 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当認定通知書等 ）</p> <p>いずれかの 等級と有効期間の記載ページの写し</p>
	生活保護世帯	生活保護受給証明書等
	ひとり親世帯	<p>（ ひとり親であることが分かる戸籍謄本 児童扶養手当証書 ひとり親家庭医療受給者証 ）</p> <p>のいずれかの写し</p>
	離婚を前提に別居中	「離婚を前提にした別居中等の申告書兼誓約書」と理由による添付書類
収入に関して	令和6年中及び令和7年中に海外勤務をしていた方	それぞれの年での所得と控除（社会保険料等）を証明できる書類 （呉市に所得情報がない場合）
	令和8年4月から8月の間に入所をされる方で、 令和7年1月1日 時点で他市区町村に住民登録をされていた方	令和7年度市民税所得課税証明書 （令和7年1月1日の住民登録地で発行） ＋ 令和8年度市民税所得課税証明書 （令和8年1月1日の住民登録地で発行、 なお、令和8年1月1日に呉市で住民登録をしている場合は不要）
	令和8年9月から翌年3月の間に入所をされる方で、 令和8年1月1日 時点で他市区町村に住民登録をされていた方	令和8年度市民税所得課税証明書 （令和8年1月1日の住民登録地で発行）

18 結婚・離婚等による世帯変更の手続きについて

結婚・離婚等によって世帯が変更になった場合は、認定に変更が生じる可能性があるため、手続きが必要です。

世帯変更の理由	必要な手続き
結婚したとき	<p>婚姻日が記載された戸籍謄本 + 新たな配偶者の保育の必要性に関する書類 + 「子育てのための施設等利用給付認定変更申請（届出）書」 + マイナンバー提出届（新たな配偶者のマイナンバー） + 新たな配偶者の所得課税証明書（該当の方のみ） ※41ページをご確認ください。</p> <p>を利用施設に提出。</p>
離婚したとき	<p>離婚日が記載された戸籍謄本 + 「子育てのための施設等利用給付認定変更申請（届出）書」</p> <p>の2つを利用施設に提出。</p>
養子縁組や 認知の届出を したとき	<p>養子縁組や認知等に関する戸籍上の届出をした場合は 内容の確認ができる戸籍謄本の届出が必要です。</p>

19 保育の必要性等に変更があったときについて

申込み後に保育の必要性等が変更になった場合は、手続きが必要です。

(例) 引っ越しをした。

仕事を辞めて求職活動をすることにした。

妊娠・出産で入所したが、その後育児休業を取得することになった。

治療中の怪我が完治した。等

「子育てのための施設等利用給付認定変更申請（届出）書」をご記入のうえ、必要書類を添付し、速やかにご提出ください。

重要!

呉市外へ転出される方は、転出の手続きをする前にお問い合わせください。

☆呉市外へ転出の手続きをされた場合、現在利用中の保育施設は
転出日の属する月の末日までご利用できます。

※転出日が月の1日の場合は前月末までのご利用となります。

呉市外へ転出した後も、現在利用中の保育施設をご利用されたい場合は、別途手続きが必要となります。

詳しい内容につきましては、転出先の市区町村でご確認ください。

20 呉市外の施設利用について

呉市在住の児童が呉市以外の市区町村にある認可外保育施設を利用する場合は、利用を希望する施設に直接申込みをしてください。


その際、施設等利用給付認定が必要となる場合は、呉市へ認定の申請をしてください。



よくある質問について

21 よくある質問について

◆ 入所（園）申請に関すること

No	質問	回答
1	認定は必ず受けなければいけませんか。	子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育所（園）等の利用に際しては、教育・保育給付認定を受けることが必要となります。 申込み後、呉市から支給認定証を送付します。
2	2歳児の子がいます。支給認定証の期限が3歳になる前々日になっているのですが、なにか手続きが必要ですか。	必要ありません。3歳の誕生日を迎える前日に3号認定から2号認定に切り替わります。呉市から変更後の認定証を誕生日の前月に送付いたします。
3	現在、仕事をしています。今後、出産し、育児休暇を取得する予定ですが、何か手続きが必要ですか。	出産に関する手続きは、産前2か月前に母子手帳の表紙と分娩予定日を記載したページの写しと、認定変更申請書を利用施設へご提出ください。 また、育児休業に関する手続きは、育児休業に入る前月に、育児休業欄に育児休業期間の記載のある就労証明書と、認定変更申請書を利用施設へご提出ください。
4	保育所を申込みと必ず入所できますか。	申込みをしても必ず入所できるとは限りません。 申込みの際に、希望する保育施設を増やすなどをご検討ください。
5	保育所の空き情報は公開されていますか。	毎月、「くれ子育てねっと」のホームページに翌月の保育施設空き状況一覧を公開しています。 「くれ子育てねっと」はこちら https://kure-kosodate.com 

No	質問	回答
6	育児休業中の児童について入所の申込みはできますか。	<p>育児休業中で申込みは可能ですが、入所月、または入所した翌月中には復職してください。</p> <p>(例) 7月1日入所の場合、7月もしくは8月中に復職し、復職予定日が記載された就労証明書と、認定変更申請書を利用施設へ提出してください。</p> <p>8月復職の場合、7月は保育短時間の利用となります。</p>
7	乳児は何か月から保育所で預かってもらえますか。	<p>施設によって入所年齢(月)が異なります。詳しくは教育・保育施設一覧をご覧ください。</p>
8	求職中でも申込みはできますか。	<p>できます。ただし、入所(園)後3か月以内に就職することが条件です。</p> <p>入所後、就労(月48時間以上)が決まった場合は、就労証明書と認定変更申請書を利用施設に提出してください。</p>
9	幼稚園に通っている子どもを夏休み期間だけ保育所(園)に預けることはできますか。	<p>幼稚園と保育所(園)の二重在籍となるため、どちらかが教育・保育給付認定の無償化の対象外となります。</p>
10	保育所の見学はできますか。	<p>できます。事前に希望施設に連絡の上、なるべく子どもと一緒に見学してください。</p> <p>利用希望施設内の見学をしたり保育方針等の説明を聞き、申込み施設を決めてください。</p> <p>また、児童に特別な配慮が必要な場合は、その対応が可能であるか施設に確認をしてください。</p> <p>園庭開放を実施している保育施設は、曜日や時間を確認の上、見学してください。</p>

No	質問	回答
11	認可保育所と認可外保育施設はどう違うのですか。	<p>【認可保育所】 施設の面積や設備、保育士や調理員の配置などが、国の基準を満たし、県又は市に認可された施設です。 ⇒市に入所申込みを行います。</p> <p>【認可外保育施設】 認可保育所以外の保育施設であり、保育料や保育内容は施設により異なります。 ⇒直接、施設に入所申込みを行います。</p>
12	出生前や育児休業復職前に予約申込みはできますか。	できません。いかなる理由であっても予約受付はしていません。
13	2人以上の児童を同時に申し込んでも、別々の保育所になる場合もありますか。	<p>あります。 オンライン申請内に、きょうだいと同じ施設に入りたいかどうかを選択する項目があります。 そちらを選択された場合、できるだけ同じ施設になるよう利用調整しますが、必ず同じ施設になるとは限りません。</p>
14	年度途中で誕生日が来て年齢が変わるとクラスも変わりますか。	年度の途中で誕生日が来ててもクラスは変わりません。
15	月の途中でも入所はできますか。	月途中からの入所はできません。毎月1日入所のみとなっています。

No	質問	回答
16	特別な支援が必要なのですが、入所（園）できますか。	入所は可能です。ただし、保育施設の受け入れ状況により入所ができない場合もありますので、必ず申込み前に希望施設を見学と併せて受け入れ対応ができるかについて施設にご相談ください。
17	アレルギーがあるのですが、何か必要ですか。	オンライン申請内でアレルギーの有無について入力項目がありますので、必ず入力してください。
18	慣らし保育はありますか。	慣らし保育は行っておりません。入所後は1日目から標準時間または短時間での預け入れが可能です。詳しくは各施設にお問い合わせください。
19	待機児童になったときの加点はありますか。	ありません。入所の調整となった際は、「利用調整基準」に従い、利用調整をさせていただきます。

◆ 入所申込みに関すること（入力方法・必要書類など）

No	質問	回答
20	希望保育所の欄が6枠ありますが、すべて入力するのでしょうか。	すべて入力する必要はありませんが、希望している施設で入所の調整を行うので、多くご入力いただく方が希望施設への入所の可能性は高くなります。 ただし、入所後の送迎などを考慮し、可能な限り通える範囲内で希望してください。

No	質問	回答
21	2人以上の児童を同時に申し込む場合、証明書は何人分必要ですか。	新規申込時には原本1通で構いません。オンライン申請は原本のデータ（写真等）を添付していただきます。
22	同居の祖父母が現在64歳ですが、「就労証明書」の提出が必要ですか。	祖父母が児童の保護者ではない限り、同居の祖父母について保育の必要性を確認するための書類の提出は不要です。
23	証明書の有効期限はいつまでですか。	証明日から3か月後まで有効です。
24	病気のため診断書を提出するつもりですが、病名や症状の他に書いてもらうことはありますか。	呉市の指定様式がありますので、記入漏れを防ぐためにも、そちらをご利用ください。 呉市の様式と同様の内容について記載していただければ、病院の様式であっても構いません。
25	申込みに必要な書類がすべて揃わないと審査の対象とはならないのですか。	保育の必要性を確認できる書類が揃わない場合は、審査の対象となりません。 保育の必要性が確認できる書類が揃っており、その他の書類に不備があった場合、締切日までに提出された書類に基づいて入所審査のための指数を算定します。 そのため、書類の不足や書類に不備があると指数を算定することができず、本来の指数より低く算定される場合があります。 ※書類は全て揃えていただくことが前提です。

No	質問	回答
26	子どもの成長や日々の生活で少し気になることがある場合は、申し出ることに入所に不利になりますか。	不利になることはありません。子どもが保育所等で安心して過ごしていただくために少しでも気になることがあれば必ずお知らせください。
27	出産で申込む場合は、いつから申込みは可能でしょうか。	<p>出産の場合は、産前2か月前となっています。</p> <p>例えば、出産予定日が10月15日の場合、産前2か月前は8月15日となるので8月1日入所が可能です。</p> <p>したがって申込み期限は7月10日となります。</p> <p>また、6月出産予定の場合、4月入所の申込みを一次募集で行うことが可能です。</p>
28	育児休業終了又は途中で離職した場合はどうなりますか。	速やかに認定変更についての届出をしてください。

◆ 利用決定後に関すること

No	質問	回答
29	復職予定で入所したけれど、復職が延期になりました。このまま通い続けられますか。	<p>復職時期によっては退所になります。</p> <p>復職が入所の次月に変更になった場合は、入所月までに必ず、変更後の復職予定日が記載された就労証明書と、認定変更申請書を利用施設へ提出してください。認定保育必要量（預かり時間）を変更する必要があります。</p> <p>（変更の申請をしなかった場合は、保育料等の差分をお支払いいただくこととなります。）</p>

No	質問	回答
30	<p>現在、認可保育所に入所しています。他の保育所に転所したいのですが、できますか。</p>	<p>年度内の途中転所は定員に空きがあれば可能です。</p> <p>転所希望月の前月10日までに今通われている施設へ退所届，オンライン申請により転所の申込みをしてください。 <u>※退所届の提出がない場合、転所申請が無効となることがありますのでご注意ください。</u></p> <p>転所希望施設に転所できなかった場合に現在利用中の施設を再希望するときは、転所申請の希望施設欄に利用中の施設もご記入ください。</p> <p>※ 再希望であっても利用調整の対象となりますので、戻れる保証はありません。</p>
31	<p>転所の申請をしましたが、事情により転所を取りやめたいのですが、できますか。</p>	<p>申請期限である入所希望月の前月10日を過ぎた場合、転所前の保育施設に別の希望者を受付していますので転所の取りやめはできません。</p>
32	<p>現在、2歳児までで卒園になる保育所に通っています。3歳児になった時はどうなりますか。</p>	<p>2歳児までの市内保育施設に在籍している児童については、転所申請をしていただくことにより、新規の申込みに先立って、利用調整を行うこととなります。ただし、必ず希望通りの保育施設に入所できるとは限りません。</p>
33	<p>出産により里帰り出産を考えています。今、在所している子は退所になるのですか。</p>	<p>3か月以内の休所であれば退所の対象にはなりません。ただし、休所をされている期間も保育料は発生します。</p> <p>3か月以上休所される場合は、退所となる場合があります。</p> <p>ただし、里帰り先で保育所等の利用を希望する場合は、退所となることがあります。</p>

◆ 保育料・副食費に関すること

No	質問	回答
34	認可保育所や認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業で保育料は違うのでしょうか。	<p>同じです。市が保護者の市区町村民税所得割の額（保護者合算）に基づき階層区分に応じて決定します。</p> <p>ただし、制服や帽子等については保育施設によって費用が異なります。</p>
35	現在2歳児クラスに入所しています。誕生日がきて3歳になると保育料は変わりますか。	<p>誕生日がきて2歳児クラスの2号認定の児童に関しては保育料は変わりません。</p> <p>年度の途中で満3歳になった場合でも、年度末までは引き続き3歳未満の保育料が適用されます。</p>
36	ひとり親家庭の保育料・副食費は、必ず無料になりますか。	<p>世帯の課税状況に応じて保育料等を算定しますので、有料となる可能性があります。</p> <p>また、祖父母等と同居している場合も、保護者の収入状況に応じて有料になる可能性があります。</p> <p>（42ページをご参照ください。）</p>
37	欠席をした場合、保育料は日割りになりますか。	<p>なりません。</p> <p>お休みされた場合でも保育料は全額負担していただくこととなります。</p>
38	月の途中で呉市外に転出しても継続して翌月以降も呉市の教育・保育施設を利用できますか。	<p>できません。1日時点で呉市に児童及び保護者の住民票が呉市にある必要があります。呉市から転出後も呉市の教育・保育施設を利用希望の場合は、事前にお問い合わせください。</p>

